

令和3年4月1日からの介護報酬改定に伴う総合事業の単価の改定について、以下のとおりお知らせします。

1. 介護予防訪問介護相当サービス

サービスの名称	改正前(令和3年3月31日まで)	改正後(令和3年4月1日～)
訪問型サービスⅠ	1,172単位/月	1,176単位/月
訪問型サービスⅡ	2,342単位/月	2,349単位/月
訪問型サービスⅢ	3,715単位/月	3,727単位/月
訪問型サービスⅣ	267単位/回	268単位/回
訪問型サービスⅤ	271単位/回	272単位/回
訪問型サービスⅥ	286単位/回	287単位/回

2. 訪問型サービスA(緩和した基準のサービス)

サービスの名称	改正前(令和3年3月31日まで)	改正後(令和3年4月1日～)
訪問型独自サービスⅠ1	210単位/回	212単位/回
訪問型独自サービスⅠ2	1,168単位/月	1,176単位/月

3. 介護予防通所介護相当サービス

サービスの名称	改正前(令和3年3月31日まで)	改正後(令和3年4月1日～)
通所型サービス 1 回数	380単位/回	384単位/回
通所型サービス 1	1,655単位/月	1,672単位/月
通所型サービス 2 回数	391単位/回	395単位/回
通所型サービス 2	3,393単位/月	3,428単位/月

4. 通所型サービスA(緩和した基準のサービス)

サービスの名称	改正前(令和3年3月31日まで)	改正後(令和3年4月1日～)
通所型独自サービスⅠ1	289単位/回	292単位/回
通所型独自サービスⅠ2	1,655単位/月	1,672単位/月

5. 介護予防ケアマネジメントの単価等

サービス種類	改正前(令和3年3月31日まで)	改正後(令和3年4月1日～)
現行相当サービス	431単位/月	438単位/月
訪問型・通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	431単位/月	438単位/月

※令和3年4月1日より9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応として、それぞれ所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。